

議案第208号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、宅地造成等規制法の一部改正に鑑み盛土等に関する工事の許可等の事務に係る手数料の額を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する建築物の範囲が拡大されたことに伴い所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条第2項第4号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改める。

別表第1 1の項金額の欄(1)中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に、「4号建築物等」を「3号建築物等」に改め、同欄(2)及び(3)中「4号建築物等」を「3号建築物等」に改め、同欄(4)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、「（4号建築物等については、38,000円）」を削り、同欄(5)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>1の2 法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく計画の通知のうち建築物のエネルギー消費性能の</p>	<p>仕様基準適合審査手数料（特定建築行為に係る加算額）</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。）を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
---	----------------------------------	--

<p>向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する特定建築行為に係る部分の工事の計画に係る確認の申請又は通知に対する審査</p>		<p>ア 200平方メートル未満のもの 8,000円 イ 200平方メートル以上のもの 10,000円</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。）又は複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分（住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 21,000円 イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,000円 エ 5,000平方メートル以上のもの 77,000円</p>
---	--	---

別表第1 4の項金額の欄(4)及び(5)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表4の2の項事務の欄中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為又は建築物省エネ法第12条第2項の要通知特定建築行為」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅の場合

次に掲げる建築物省エネ法第11条第1項の特定建築行為に係る建築物の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの（以下この表において「対象面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 零平方メートルのもの 200円
- イ 零平方メートルを超えるもの 2,000円

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の場合（(4)に掲げる場合を除く。）

次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 零平方メートルのもの 600円
- イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 4,000円
- ウ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 7,000円
- エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 12,000円
- オ 5,000平方メートル以上のもの 18,000円

(3) 非住宅建築物（非住宅部分のみを有する建築物をいう。）又は複合建築物の非住宅部分の場合（(4)に掲げる場合を除く。）

次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 零平方メートルのもの 600円
- イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 5,000円
- ウ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7,000円
- エ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 9,000円
- オ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 15,000円
- カ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 20,000円
- キ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 24,000円
- ク 25,000平方メートル以上のもの 28,000円

(4) 複合建築物の全体の場合

(2)アからオまでに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額と(3)アからクまでに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額との合計額

別表第1 7の項金額の欄(4)及び(5)並びに9の項金額の欄(4)及び(5)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 1の2の項に規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 1の2の項に規定する審査に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 1の2の項に規定する審査に係る部分のうち、当該変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積とする。）

別表第3 1の項事務の欄中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成」を「第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等若しくは法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等」に、「第11条の規定に基づく宅地造成」を「第15条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等若しくは法第34条第1項の規定に基づく特定盛土等」に改め、同項名称の欄中「宅地造成工事許可申請又は協議手数料」を「宅地造成又は特定盛土等工事許可申請又は協議手数料」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 500平方メートル以内のもの 13,000円
- (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 24,000円
- (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 36,000円
- (4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 54,000円
- (5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 66,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 90,000円
- (7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 140,000円
- (8) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 220,000円
- (9) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 350,000円
- (10) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 490,000円
- (11) 100,000平方メートルを超えるもの 630,000円

別表第3 3の項及び4の項を削り、同表2の項事務の欄中「第12条第1項本文の規定又は同条第3項において準用する法第11条」を「第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等若しくは法第35条第1項本文の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る許可の申請又は法第16条第3項において準用する法第15条第1項」に改め、「宅地造成」の次に「若しくは特定盛土等若しくは法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定に基づく特定盛土等」を加え、「許可の申請又は」を削り、同項名称の欄中「宅地造成工事変更許可申請又は協議手数料」を「宅地造成又は特定盛土等工事変更許可申請又は協議手数料」に改め、同項金額の欄中「420,000円」を「630,000円」に改め、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

<p>2 法第12条第1項本文若しくは法第30条第1項本文の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請又は法第15条第1項若しくは法第34条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の協議に対する審査</p>	<p>土石の堆積工事許可申請又は協議手数料</p>	<p>次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 28,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>(7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 38,000円</p> <p>(8) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 52,000円</p> <p>(9) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 72,000円</p> <p>(10) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 100,000円</p> <p>(11) 100,000平方メートルを超えるもの 130,000円</p>
--	---------------------------	--

別表第3に次のように加える。

<p>4 法第16条第1項本文若しくは法第35条第1項本文の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の</p>	<p>土石の堆積工事変更許可申請又は協議手数料</p>	<p>次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が、6,000円に満たないときは6,000円を、130,000円を超えるときは130,000円を、それぞれ手数料の金額とする。</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事に係る計画の変</p>
---	-----------------------------	---

<p>変更に係る許可の申請又は法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定に基づく土石の堆積若しくは法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る協議に対する審査</p>		<p>更 ((2)のみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積をする土地の面積 ((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積) に応じ、それぞれ2の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>(2) 新たな土石の堆積をする土地に係る変更については、新たに土石の堆積をする土地の面積に応じ、それぞれ2の項に規定する手数料の金額と同一の金額</p> <p>(3) その他の変更については、10,000円</p>
<p>5 法第18条第1項又は法第37条第1項の規定に基づく検査の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等工事中 間検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 3,000平方メートル以内のもの 3,000円</p> <p>(2) 3,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 6,000円</p> <p>(3) 10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>(4) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>(5) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 40,000円</p> <p>(6) 100,000平方メートルを超えるもの 60,000円</p>
<p>6 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の</p>	<p>盛土等適合証明書交付手数料</p>	<p>470円</p>

規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付		
-----------------------------------	--	--

別表第7金額の欄を次のように改める。

金 額	
(1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。）を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合	
次に掲げる認定の申請に係る建築物の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの（以下この表において「対象面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア 200平方メートル未満のもの	45,000円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第10において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画（以下この表において「誘導仕様・計算併用計画」という。）については33,000円、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画（以下この表において「誘導仕様基準計画」という。）については22,000円、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この表において「事前審査済計画」という。）については6,000円）
イ 200平方メートル以上のもの	50,000円（誘導仕様・計算併用計画については37,000円、誘導仕様基準計画については24,000円、事前審査済計画については6,000円）
(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。）又は複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分（住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。）の場合（(4)に掲げる場合を除く。）	
次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

- ア 300平方メートル未満のもの 90,000円（誘導仕様・計算併用計画については67,000円、誘導仕様基準計画については43,000円、事前審査済計画については12,000円）
 - イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円（誘導仕様・計算併用計画については113,000円、誘導仕様基準計画については75,000円、事前審査済計画については26,000円）
 - ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円（誘導仕様・計算併用計画については196,000円、誘導仕様基準計画については136,000円、事前審査済計画については59,000円）
 - エ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円（誘導仕様・計算併用計画については287,000円、誘導仕様基準計画については205,000円、事前審査済計画については106,000円）
- (3) 非住宅建築物（非住宅部分のみを有する建築物をいう。）又は複合建築物の非住宅部分の場合（(4)に掲げる場合を除く。）
- 次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 300平方メートル未満のもの 300,000円（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画（以下この表において「モデル建物法計画」という。）については114,000円、事前審査済計画については12,000円）
 - イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 376,000円（モデル建物法計画については146,000円、事前審査済計画については21,000円）
 - ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円（モデル建物法計画については192,000円、事前審査済計画については35,000円）
 - エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円（モデル建物法計画については311,000円、事前審査済計画については106,000円）
 - オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円（モデル建物法計画については407,000円、事前審査済計画については167,000円）
 - カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円（モデル建物法計画については489,000円、事前審査済計画については212,000円）
 - キ 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円（モデル建物法計画については574,000円、事前審査済計画については265,000円）
- (4) 複合建築物の全体の場合

(2)アからエまでに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額と(3)アからキまでに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額との合計額

1の項(1)から(4)までに掲げる変更の認定に係る部分の対象面積（対象面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の対象面積を加算した面積とする。）の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額

別表第7に次のように加える。

<p>3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>低炭素建築物に関する軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>1の項(1)から(4)までに掲げる変更の認定に係る部分の対象面積（対象面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の対象面積を加算した面積とする。）の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p>
--	---------------------------------	---

別表第10 1の項事務の欄中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は法第12条第2項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。）を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合
- 次に掲げる法第11条第1項に規定する特定建築行為に係る建築物の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの（以下この表において「対象面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 零平方メートルのもの 6,000円
- イ 零平方メートルを超え200平方メートル未満のもの 45,000円（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下この表において「仕様・計算併用法」という。）を用いたときは、33,000円）
- ウ 200平方メートル以上のもの 50,000円（仕様・計算併用法を用いたときは、37,000円）
- (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部

分を有しないものをいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住宅部分(戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。)の場合((4)に掲げる場合を除く。)

次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 零平方メートルのもの 6,000円
- イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 90,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、67,000円)
- ウ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、113,000円)
- エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、196,000円)
- オ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、287,000円)

- (3) 非住宅建築物(非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物の非住宅部分の場合((4)に掲げる場合を除く。)

次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 零平方メートルのもの 12,000円
- イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 300,000円(省令第1条第1項第1号口に規定する基準(以下この表において「第1条モデル建物法」という。)を用いたときは、114,000円)
- ウ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 376,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、146,000円)
- エ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、192,000円)
- オ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、311,000円)
- カ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、407,000円)

キ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円（第1条モデル建物法を用いたときは、489,000円）

ク 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円（第1条モデル建物法を用いたときは、574,000円）

(4) 複合建築物の全体の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いたとき

次に掲げる当該複合建築物の住宅部分に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額と(3)アからクまでに掲げる当該複合建築物の非住宅部分に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額との合計額

ア 零平方メートルのもの 6,000円

イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 43,000円

ウ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 75,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 136,000円

オ 5,000平方メートル以上のもの 205,000円

(5) 複合建築物の全体の場合（(4)に掲げる場合を除く。）

(2)アからオまでに掲げる当該複合建築物の住宅部分に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額と(3)アからクまでに掲げる当該複合建築物の非住宅部分に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額との合計額

別表第10 2の項事務の欄中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は法第12条第3項」に改め、同項金額の欄中「1の項(1)から(6)まで」を「1の項(1)から(5)まで」に改め、「対象面積」の次に「のうち、変更に係る部分（対象面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の対象面積を加算した面積とする。）」を加え、同表3の項事務の欄中「第11条」を「第13条」に改め、同項金額の欄中「1の項(1)から(6)まで」を「1の項(1)から(5)まで」に改め、「対象面積」の次に「のうち、変更に係る部分（対象面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の対象面積を加算した面積とする。）」を加え、同表4の項事務の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項金額の欄(1)中「（非住宅部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）」を対象とする認定を削り、同欄(1)ア中「省令」を「省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準を用いた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「誘導仕様・計

算併用計画」という。)については33,000円、省令」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同欄(1)イ中「誘導仕様基準計画」を「誘導仕様・計算併用計画については37,000円、誘導仕様基準計画」に改め、同欄(2)中「(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。)」、「(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。)」及び「(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。)を対象とする認定」を削り、同欄(2)ア中「誘導仕様基準計画」を「誘導仕様・計算併用計画については67,000円、誘導仕様基準計画」に改め、同欄(2)イ中「誘導仕様基準計画」を「誘導仕様・計算併用計画については113,000円、誘導仕様基準計画」に改め、同欄(2)ウ中「誘導仕様基準計画」を「誘導仕様・計算併用計画については196,000円、誘導仕様基準計画」に改め、同欄(2)エ中「誘導仕様基準計画」を「誘導仕様・計算併用計画については287,000円、誘導仕様基準計画」に改め、同欄(3)中「(非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。)」及び「を対象とする認定」を削り、同欄(3)中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同欄(3)イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄(3)イを同欄(3)ウとし、同欄(3)アの次に次のように加える。

イ	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	376,000円(第10条モデル建物法を用いた計画については146,000円、事前審査済計画については21,000円)
---	-----------------------------	---

別表第10 4の項金額の欄(4)中「を対象とする認定」を削り、「カ」を「キ」に改め、同欄(5)中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同表5の項事務の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項金額の欄(3)及び(4)中「カ」を「キ」に改め、同欄(5)中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同欄(5)ア中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「この項」を「この表」に、「第34条第2項各号」を「第29条第2項各号」に改め、同欄(5)イ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表6の項を次のように改める。

6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28	エネルギー消費性能の向上のための建築物に関	4の項(1)から(4)までに掲げる変更の認定に係る部分の床面積(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積
---	--------------------------------	-----------------------	---

<p>条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>する軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>を加算した面積とする。)の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額(認定済計画に記載された法第29条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項に変更がある場合にあっては、当該変更に係る建築物に係る当該金額の合計額)</p>
--------------------------------	-------------------------	--

別表第10備考第1項中「第35条第2項(法第36条第2項)」を「第30条第2項(法第31条第2項)」に改め、同表備考第2項中「4の項(2)及び(4)、5の項(2)及び(4)並びに6の項(2)及び(3)に掲げる場合において、住宅」を「住宅」に改める。

附 則

この条例中第2条第1項第3号及び別表第3の改正規定は令和7年5月26日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。